

連結法人用

付表 2 (発行済株式等の状況)

連結子法人となる法人の法人名等

子

連結子法人となる法人の発行済株式の総数又は出資の総額	1	
連結子法人となる法人が有する自己の株式数又は出資金額	2	
(1) - (2)	3	
法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)による改正前の法人税法施行令第14条の6第2項により読み替えられた第4条の2第2項に規定する株式の状況	従業員持株会が有する株式数	4
	法人の役員又は使用人が、ストックオプションによって取得した連結子法人となる法人の株式を有する場合の当該株式数	5
	(4)及び(5)の株式数の合計	6
	発行済株式の総数(自己が有する自己の株式数を除く)のうち(6)の株式数を占める割合	7
(3) - (6) (※ 7の割合が5%未満の場合に限る)	8	

連結子法人となる法人の株式又は出資を保有する法人の名称等

法人名等	区分	保有株式数又は出資金額	発行済株式の総数又は出資の総額に対する保有株式数又は出資金額の割合	出資関係図における一連番号
9	10	11	12 ((11)/(8))	13
			%	

(規格 A 4)

「付表 2（発行済株式等の状況）」の記載要領

- 1 この付表 2（発行済株式等の状況）は、連結子法人となる法人について次に掲げる区分により発行済株式の総数、自己の株式数、従業員持株会が有する株式数等の事項を記載する場合に使用してください。
 - (1) 法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年財務省令第 56 号）による改正前の法人税法施行規則（以下「令和 2 年旧法人税法施行規則」といいます。）第 8 条の 3 の 3 第 1 項第 4 号に規定する当該連結子法人となる法人の申請時における発行済株式の総数等を記載し、「連結納税の承認の申請書（次葉）」又は「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」に添付してください。
 - (2) 令和 2 年旧法人税法施行規則第 8 条の 3 の 3 第 3 項第 3 号に規定する完全支配関係を有することとなった日における当該連結子法人となる法人の発行済株式の総数等を記載し、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」に添付してください。
- 2 各欄の記載要領
 - (1) 「4 従業員持株会が有する株式数」欄は、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の法人税法施行令（以下「令和 2 年旧法人税法施行令」といいます。）第 14 条の 6 第 2 項により読み替えられた令和 2 年旧法人税法施行令第 4 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する株式数を記載してください。
 - (2) 「5 法人の役員又は使用人が、ストックオプションによって取得した連結子法人となる法人の株式を有する場合の当該株式数」欄は、令和 2 年旧法人税法施行令第 14 条の 6 第 2 項により読み替えられた令和 2 年旧法人税法施行令第 4 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する株式数を記載してください。
 - (3) 「10 区分」欄は、連結子法人となる法人の株式又は出資を保有する法人が連結親法人となる法人又は連結子法人となる法人のいずれに該当するかにより「親法人」又は「子法人」と記載してください。
 - (4) 「13 出資関係図における一連番号」欄は、「連結納税の承認の申請書」の添付書類「出資関係図」に付した一連番号を記載してください。
- 3 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。